

令和 5 年 6 月 21 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K12926

研究課題名（和文）認識的不正義の悪の諸理由と認識的行為者の責任に関する研究

研究課題名（英文）Epistemic Injustice as Vice and Epistemic Agent's Responsibility

研究代表者

佐藤 邦政（KUNIMASA, SATO）

茨城大学・教育学部・助教

研究者番号：50781100

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、証言的不正義と解釈的不正義という二種類の認識的不正義に対する様々な責任のあり方について、認識的行為者が不正義を犯す主要因に応じて区別することで明らかにした。本研究成果の概要をまとめると次の通りである。第一に、偏見についての個人的見方と構造的見方を区別し、証言的不正義と解釈的不正義に対する様々な責任のあり方（道徳的責任と認識的責任の区別を含む）について、認識的行為者が不正義を犯す主要因を区別して明らかにした。第二に、証言的不正義と解釈的不正義に対する責任にかんする先行研究を検討し、それぞれ徳論的観点（不協和の徳、および、解釈的理解）の観点から新たな責任概念を提案した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的成果は、認識的行為者が犯すと言える責任の種類と範囲にかんして一定の見通しを与えたことである。具体的には、先行研究で十分に整理されていなかった、行為者が負う責任がどのような種類であり（認識的責任か、道徳的責任か）、何に対するものなのか（偏見に影響を受けた判断か、無自覚な偏見の発揮か、偏見の発揮による悪質な言動なのか）を整理した。本研究の社会的意義は、認識的行為者の責任のあり方を考察する統一的な理論的視座を明確にすることで、社会における認識実践における不正義のせいで生じる差別の倫理的問題と、認識的正義の徳を育む教育的問題を扱う学際研究に発展する可能性を示したことである。

研究成果の概要（英文）：This study demonstrated different types of moral and epistemic responsibility for testimonial injustice. First, I articulated the structural type of testimonial injustice, that is, the injustice that can be perpetrated not by vicious persons, including people who possess old-fashioned racism, sexism, ableism, misogyny, etc., but by structural prejudices that are embedded in the social norms and institutions of the time, such as patriarchal social norms. I classified the four distinct types of epistemic bad luck related to people with such structural prejudices. Third, I distinguished between moral and epistemic responsibility in the relevant literature and proposed a new notion of responsibility, that is, transformative responsibility as a virtue of dissonance, from a virtue-based perspective.

研究分野：哲学

キーワード：認識的不正義 道徳的責任 認識的責任 偏見 認識的不運 変容的責任

## 1. 研究開始当初の背景

フリッカーは、私たちが他者の証言から知識を受け取る場面で生じる証言的不正義(testimonial injustice)と、他者の個別の声を聴き、解釈的に理解し、社会に伝達する場面で生じる解釈的不正義(hermeneutical injustice)の二種類を提示した(Fricker 2007, Chapter 1 & 7)。先行研究では、それぞれの認識的不正義を犯す行為者の責任が議論されている(e.g. Medina 2013, Chapter 3)。認識的不正義に対する責任を議論するためには、認識的不正義の要因(個人のもつ偏見や社会規範や制度に潜む偏見など)や責任の種類(道徳的責任や認識的責任など)を分類する必要がある。たとえば、証言的不正義に対する責任について見ると、その責任は偏見に影響を受けた判断に対するものか、偏見的判断をもとにした行為の結果(たとえば、話し手の証言が無視されるなど)に対するものか、偏見的な知覚判断、あるいは、偏見的信念の所持や維持に対するものか区別が必要である。しかし、先行研究では、認識的不正義を犯す行為者の様々な要因や責任の種類についての十分な検討は行われていない。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、証言的不正義と解釈的不正義という二種類の認識的不正義に対する様々な責任のあり方について、認識的行為者が不正義を犯す要因に応じて区別することで明らかにすることである。本研究の意義は、認識的行為者の責任のあり方を考察する統一的な理論的視座を明確にすることで、社会における認識実践における不正義のせいで生じる差別の倫理的問題と、認識的正義の徳を育む教育的問題を扱う学際研究に発展する可能性があることである。本研究の責任者として、本研究がこの観点から、真理や知識の獲得や伝達が公正に行われる社会の実現に少しでも貢献することを願う。

## 3. 研究の方法

本研究では、【何を】証言的不正義と解釈的不正義という二種類の認識的不正義に対する様々な責任のあり方について、【どのように】フリッカーの主要文献と関連する先行研究を批判的に評価し、新たな解釈や考え方を提案することを通じて、【どこまで】(a)不正義の種類と要因(認識的不運を含む)と責任の種類を分類したうえで、(b)不正義に対する責任についての新たな見方を提案する。

## 4. 研究成果

本研究成果の概要をまとめると次の通りである。第一に、偏見についての個人的見方と構造的見方を区別し、証言的不正義と解釈的不正義に対する様々な責任のあり方(道徳的責任と認識的責任の区別を含む)について、認識的行為者が不正義を犯す主要因を区別して明らかにした。第二に、証言的不正義と解釈的不正義に対する責任にかんする先行研究を検討し、それぞれ徳論的観点(不協和の徳、および、解釈的理解)の観点から新たな責任概念を提案した。

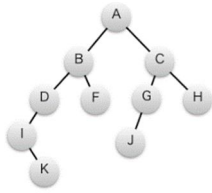
### (1) 証言的不正義の区別(偏見についての個人的見方と構造的見方)

証言的不正義には、古典的レイシズムに代表される悪質な偏見をもつ個人によって引き起こされる種類、家父長制的規範などがその時代の社会規範や制度に組み込まれている偏見—構造的偏見—のせいで生じる種類がある(Beeghly 2020)。

偏見についての個人的見方とは、その偏見が特定の個人によって所持され、その人の判断や行為を偏った仕方での制約する、という見方である。主に、特定の人物が、その社会やコミュニティの多くの成員には見られないレイシズムやセクシズム、ミソジニーなどを所持したり発揮したりしている、あるいは、他の成員よりも際立った仕方ですらうしている場合が想定される。

偏見の構造的見方とは、偏見が組織化された大きな全体、すなわち、構造のなかにあり、その構造のなかにいる不特定の個人の判断や行為を偏った仕方での制約する、という見方である。主に、偏見がある時代のある社会やコミュニティに浸透している規範や制度のなかに組み込まれている場合が挙げられる。偏見の構造的見方の場合、個人は、組織化された社会構造のなかにある関係性のネットワーク

クのなかに位置づけられており、様々な社会的属性(人種、民族、階層、階級、国籍、ジェンダーなど)に反応するノード(点)のような状態として描かれる(下図参照。アルファベットは各人を表し、線は各人の関係性を表す)。



ノードとしての個人は、その判断や行為が自分の持つ社会的アイデンティティに対する社会規範や制度に判断や行為が制約されるだけではなく、偏見の影響も被る。たとえば、日本に住むAさんが日本国籍の女性であり、日本人のパートナーと共働きをしている場合と、同じく日本に住むBさんが東南アジアの一国の国籍を持ち、日本に移住して介護職に従事している場合では、AさんとBさんの住居、雇用、子育て・教育などの社会環境は大きく異なる。

## (2) 認知的不運の分析と、偏見に対する二種類の無知

認知的不運は、少なくとも、結果の不運(結果の道徳的不運、偏見にかかわる結果の道徳的不運、結果の認知的不運〔証拠主義ベース〕)、状況的な不運、構成的不運、状況的・構成的不運の四種類に区別できる(佐藤 forthcoming)。認知的不運を考えると、証言的不正義に対する責任を考えるうえで、不正義を引き起こす偏見に対する無知の種類を区別する必要がある。その際に考慮すべき要因には、偏見や偏見のせいで不正を被っている人々の状況にかんする知識が社会における共有すべき知識として、その人物が反省的に気づきうる(時代のその社会やコミュニティにおける)認知的環境があるのかどうか、その人物がどのような認知的環境に生まれ育ってきたのかなどがある。

このことを踏まえたうえで、偏見や不正を被っている人々の現状を知ることができる(in a position to know)状況にある場合、それについて人々は知るべき義務があり、無知な人は知ろうとするべきである。それでいながら、そのことを知ろうとしない、あるいは、知らないでいる無知の行為者は認知的に非難に値すると考えられる。その一方で、偏見に気づきうるのが困難な認知的環境で、知るべきであると言えるかどうかは状況や文脈によるだろう。

## (3) 証言的不正義に対する責任(1): 道徳的責任

証言的不正義に対する道徳的責任として、帰属責任(attributability responsibility)と事後対応責任(accountability responsibility)はいくつかの種類が議論されている(Battaly 2017; Piovarchy 2021)。

### 帰属責任

帰属責任とは、行為者が、不正な行為を遂行する原因となる(傲慢さ、復讐、ナルシズムなど)問題のある性格や悪徳を有しているとき、その行為者は不正義の原因を帰属されるという意味での責任である。このような性格を発揮して行われた不正な行為に対しては、その人自身が非難に値するとされる。バッテリーは、証言的不正義を犯す行為者は偏見や故意の無知(willful ignorance)をしている点で非難に値することを示唆している(Battaly 2017)。

### 事後対応責任

事後対応責任とは、行為者が被害者に与える害を糾弾したり、それに罰を受けたりすることで何らかの制裁を受けるという意味での責任である。フリッカーは近年の論文で、認識主体の行為者後悔として非難に値しない責任(non-culpable responsibility)について論じている(Fricke 2016b)。この責任は、加害者が状況的・構成的な認知的不運を被っている場合、自分では避けえなかった偏見的判断に対して後から「もっと何かできたのではないか」と後悔する責任がある。これは、偏見的判断を発揮したことでの行為の責任を、その行為に対して事後的に後悔する行為者性から検討するものであり、不正義を犯した行為者の心理的側面の観点から捉える事後対応責任の一つとして解釈できるだろう。

## (4) 新たな責任論の提案

フリッカーの議論は、加害者が認知的不運を被っているときには自分の偏見を自覚することができず、証言的不正義を犯すことは避けられないことを前提にしたうえで、後悔者後悔を事後的な責任として

提案していると理解できる。このような想定は疑わしいと私は考える。過去に犯した証言的不正義の加害性への行為者後悔だけではなく、目前の話し手との証言のやり取りをしている場面で不協和を感じるという仕方発揮される行為者性がありうる。ここで「不協和」とは、自分のなかに潜在していた偏見のイメージを自覚し始める一方、これまで周りの人々から語られて信じてきた証言的信念を疑ってよいのかと戸惑い、また、目の前の話し手に対してどのように自分はあるべきなのかと逡巡している、ということである。このような不協和を自覚するとき、その行為者はのっぴきらない道徳的な問いを誠実に受けとめていることを示しており、これを「不協和の徳としての責任」と呼んだうえで、私は、このような態度を取ることを、他者との証言のやり取りで発揮される徳論的な責任であると提案した。

#### (5) 証言的不正義に対する責任(2)：認識的責任

証言的不正義に対する責任は、認識主体としての人々の偏見的な知覚判断、および、信念に対するものがあると解釈できる。認識的不正義に対する先行研究では、行為に対する道徳的責任と明確に区別したうえで、認識的責任の問題を論じる研究は見られない。たとえば、Code(1987)では認識的責任は、認識実践における行為、ないしは、オープンマインドなど、真理を獲得することに貢献する性格特性の所持に対する責任であると解釈できる。しかし私は、認識論と倫理学の分野を橋渡す信念の倫理(ethics of belief)という認識論領域(Clifford 1877)で蓄積している研究を踏まえることで、知覚判断、および、信念に対する認識的責任についても検討しようという見通しを得た。

#### (6) 解釈的不正義の責任(加害性)

次に解釈的不正義の責任について報告する。フリッカーは、解釈的不正義は不十分な解釈資源がその不正の温床となっている限りにおいて構造的な種類の不正なのであり、不正を犯す加害者はいないと論じる(Fricker 2007, Chapter 7)。一般に流通している集団的な解釈資源は、マジョリティや支配階級の人々に有利なものとなりやすく、社会的に弱い立場にある人々が不利な立場に置かれて不正を被りがちだ。しかし、その不正の要因は、解釈資源のギャップや欠落にあるという点で解釈資源そのものに内在しているのであって、その資源を利用しているマジョリティや権力者階級の人々にあるわけではない。

#### (7) 解釈的不正義の区別の基準

これに対してメディナは、解釈的不正義の責任について論じるために、不正義をより詳細に分析し、以下の四つの基準を提案する(Medina 2017)。

##### 不正の源泉

解釈的不正義には、意味論的に(semantically)生み出されるものと、行為遂行的に(performatively)生み出されるものがある。意味論的に生み出される解釈的不正義は、ある経験を適切に意味づける言葉やフレーズ(たとえば、「セクシュアル・ハラスメント」という用語)が利用可能ではないことから生じる。このケースでは、ある表現が不十分であったり、それを十分に表現する言語表現が欠けていたりすることが主要因である。それに対して、行為遂行的に生み出される不正義は、言葉やフレーズを用いることで行う特定の言語パフォーマンス(たとえば「明日、8時に駅で待ち合わせね」と発話することで約束するという行為が遂行されている)が理解されなかったり、誤解されたりすることが主要因である。

##### 動力(dynamics)

解釈的不正義には、構造的ないし制度的なものとの対人的なものがある。構造的な解釈的不正義は、ある社会構造や制度が分類のカテゴリーを許容しない(婚姻制度が「男性」と「女性」の異なる性のあいだでしか認めていない)ものである場合に生じる。一方、対人的な解釈的不正義は、特定の言動を疑いの目で見られたりすることや、「冗談のつもりだったのに」などと言って)表現を不当に制限されたり、沈黙させられたりする場合に生じる。

##### 広がり

解釈的不正義は、偏った解釈資源がどのくらい大きなコミュニティや社会で通用しているのかによっ

て度合いが異なる。たとえば、言葉が十分に理解されなかったり、誤解されたり、歪曲されて理解されるのは特定のコミュニティ内における偶発的な不正義のケース（通っている学校内でだけ無視されるなど）と、人種やジェンダー、社会階級などに対する偏見が社会的交流におけるあらゆる側面について回ること、不正義を被っている人々が生活の至るところで不当な扱いを受ける系統的な(systematic)不正義のケースがある。さらに、フリッカーは偶発的ケースと系統的ケースに濃淡があると論じる(Fricker 2016a)。

#### 深さ

解釈的不正義は、一部の人々の社会的経験の意味を理解したり、共有したりする能力を貶めるものであるが、その程度は異なりえる。もっともラディカルには、不正義の被害者が自分の声を上げることさえ許されず、沈黙を強いられる解釈的破滅(hermeneutical death)のケースである。たとえば、奴隷制時代に、奴隷同士の会話をさせないために母語を話すことを禁じ、違反者を罰する事例が挙げられる。

#### (8) 解釈的不正義に対する責任

解釈資源にギャップや欠落がある場合、人々の社会的経験が適切に意味づけられて理解されうするためには、その経験の主体の声がかちんと受けとめられる必要がある。にもかかわらず、話し手が一方的な解釈を押しつけられたり、まともに受けとめてもらえなかったりするとき、その話し手は行為遂行的な次元で不当な仕打ちを受けている。この場合、聞き手は解釈的不正義の共犯者である。ポールハウスは、マジョリティや権力者が、自分の経験を理解するのに苦しんでいる人々がいるにもかかわらず、自分に不利益が及ぶのを避けようと、あえて背を向けることを「故意の無視 (willful ignorance)」と呼ぶ (Pohlhaus 2012, 722)。

#### (9) 助長的不正義としての解釈的不正義に対する責任

以上の議論から、解釈的不正義は、意味論的次元における構造的な不正だけでなく、マイノリティや権力のない人々が互恵的なコミュニケーションを一方的に阻まれる行為遂行的な不正でありうる。ドットソンは、社会に蔓延した偏見的な解釈資源と、そのような解釈資源を維持しようとする故意の無視の両方が相俟って引き起こす不正義の形態を、個人が構造的偏見を助長する意味で「助長的不正義 (contributory injustice) として、その過失とその責任を問うると論じた(Dotson 2012)。そうすると、解釈的不正義に対する責任にも、行為遂行的な言語行為に対する義務がありうると思われる。

#### 〔参考文献〕

- (1) Arpaly, N. (2003). *Unprincipled Virtue: An Inquiry into Moral Agency*. Oxford University Press.
- (2) Battaly, H. (2017). "Testimonial Injustice, Epistemic Vice, and Vice Epistemology." In Kidd, Ian J., Medina, José, & Pohlhaus, Gaile (eds.), *The Routledge Handbook of Epistemic Injustice* (pp. 223–231), NY: Routledge.
- (3) Beeghly, E. M. (2020). "Bias and Knowledge: Two Metaphors" In Erin Beeghly & Alex Madva (eds.), *An Introduction to Implicit Bias: Knowledge, Justice, and the Social Mind* (pp. 77–98). NY: Routledge.
- (4) Clifford, W. K. (1877). "The Ethics of Belief." In *Lectures and Essays: vol. II* (pp. 177–211), London: Macmillan & Co.
- (5) Code, L. (2020). *Epistemic Responsibility*. Hanover: Brown University Press.
- (6) Dotson, K. (2012). "A Cautionary Tale: On Limiting Epistemic Oppression." *Frontiers: A Journal of Women Studies*. 33(1): 24–47.
- (7) Fricker, M. (2007). *Epistemic Injustice: Power & The Ethics of Knowing*. Oxford: Oxford University Press.
- (8) Fricker, M. (2016a). "Epistemic Injustice and the Preservation of Ignorance." In Michael Rik Peels and Martijn Blaauw (eds.), *The Epistemic dimensions of Ignorance* (pp. 160–177), Oxford: Oxford University Press.
- (9) Fricker, M. (2016b). "Fault and No-Fault Responsibility for Implicit Prejudice". In Michael S. Brady and Miranda Fricker (eds.), *The Epistemic Life of Groups: Essays in the Epistemology of Collectives*, Oxford: Oxford University Press.
- (10) Medina, J. (2013). *The Epistemology of Resistance: Gender and Racial Oppression, Epistemic Injustice, and Resistant Imaginations*. New York: Oxford University Press.
- (11) Medina, J. (2017). "Varieties of Hermeneutical Injustice." In Kidd, Ian J., Medina, José, and Pohlhaus, Gaile (eds.), *The Routledge Handbook of Epistemic Injustice* (pp. 41–52), NY: Routledge.
- (12) Piovarchy, A. (2021). "Responsibility for Testimonial Injustice." *Philosophical Studies*. 178: 597–615.
- (13) Pohlhaus, G. Jr. (2012). "Relational Knowing and Epistemic Injustice: Toward a Theory of Willful Hermeneutical Ignorance." *Hypatia*. 27(4): 715–735.
- (14) 佐藤邦政 (forthcoming). 「証言的不正義 認識的不重 変容的責任：不協和の徳としての責任」. 『社会と倫理』 38.

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐藤邦政	4. 巻 6
2. 論文標題 人間形成と人間構築をともに視野に入れる知的徳の保育・教育論：解放的徳と認識的不正義を両輪とする展望	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 フィルカル	6. 最初と最後の頁 112-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Sato Kunimasa	4. 巻 20(1)
2. 論文標題 Good Learning and Epistemic Transformation	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Episteme	6. 最初と最後の頁 181-194
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/epi.2021.15	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤邦政	4. 巻 6
2. 論文標題 徳の教育論の展望：その可能性と危険性を見定める	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 フィルカル	6. 最初と最後の頁 78-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤邦政	4. 巻 1
2. 論文標題 第3章 世界に精通するようになること：レトリックのカリキュラムを教育的観点から検討する」)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『教育にこだわるということ：学校と社会をつなぎ直す』	6. 最初と最後の頁 51-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤邦政	4. 巻 5(3)
2. 論文標題 分析フェミニズム	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 フィルカル	6. 最初と最後の頁 30-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤邦政	4. 巻 4(1)
2. 論文標題 差異の認識と認識の変容 障害者との共生に関する認識論的アプローチ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 フィルカル	6. 最初と最後の頁 312-338
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤邦政	4. 巻 68
2. 論文標題 解釈的不正義と行為者性 ミランダ・フリッカーによる解釈的不正義の検討を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 倫理学年報	6. 最初と最後の頁 247-261
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 SATO Kunimasa	4. 巻 50(1, 2)
2. 論文標題 Review Essay of Education 's Epistemology	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Metaphilosophy	6. 最初と最後の頁 190-194
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤邦政	4. 巻 10
2. 論文標題 問いから始める英語教育の理論と実践(1): 問いながら考える知的自律性に着目して	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自律した学習者を育てる英語教育の探求	6. 最初と最後の頁 42-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐藤邦政	4. 巻 38
2. 論文標題 証言的不正義、認識的不運、変容的責任 : 不協和の徳としての責任	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会と倫理	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤邦政	4. 巻
2. 論文標題 監訳者解説	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 認識的不正義	6. 最初と最後の頁 267-307
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計22件(うち招待講演 8件/うち国際学会 8件)

1. 発表者名 Kunimasa Sato
2. 発表標題 Comments on Democracy and Epistemic Fairness: Testimonial Justice as a Founding Principle of Aggregative Democracy
3. 学会等名 5th Asian Epistemology Network, Virtual Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 Kunimasa Sato
2. 発表標題 Transformative Injustice
3. 学会等名 6th Asian Epistemology Network, Virtual Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 現代認識論コメンテーター
3. 学会等名 2021年度哲学若手研究者フォーラム (Zoomオンライン) (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 変容的不正義 十全な知識の主体であることを妨げる不正
3. 学会等名 第72回日本倫理学会, 京都大学 (オンライン)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 証言的正義の徳から解放的徳としての変容へ
3. 学会等名 第64回教育哲学会ラウンドテーブル, 愛知教育大学 (オンライン)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 非理想的な教育の認知的目的論：道徳と認識のハイブリッドな目的論に向けて
3. 学会等名 第64回教育哲学会，愛知教育大学（オンライン）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 拙著『善い学びとはなにか： 問いほぐし と 知の正義 の教育哲学』合評会ゲスト
3. 学会等名 現代倫理学研究会（Zoomオンライン）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 守博紀『その場に居合わせる思考：言語と道徳をめぐるアドルノ』合評会コメンテーター
3. 学会等名 現代倫理学研究会（Zoomオンライン）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 変容と信頼：証言的不正義の是正のための相互関係的アプローチ
3. 学会等名 精神医学の哲学研究会（Zoomオンライン）（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 SATO Kunimasa
2. 発表標題 Epistemic Injustice: The Past and Recent Debates
3. 学会等名 Philosophy Workshop, U of Tokyo (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 SATO Kunimasa
2. 発表標題 Epistemic Injustice: The Past and Recent Debates
3. 学会等名 Sino-Japanese Philosophy Forum, Sun Yat-Sen University (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 SATO Kunimasa
2. 発表標題 Comments on Epistemic Interventionism
3. 学会等名 Second Annual Social Epistemology Network Event, Yonsei International Campus (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 教育の認知的目的論 フェミニスト認識論アプローチの提案
3. 学会等名 第52回日本科学哲学会, 慶應義塾大学
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 職場などでの関わりを通じた認識的変容
3. 学会等名 応用哲学会 (第11回), 京都大学
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 パネリスト
3. 学会等名 「教育と主体化」シンポジウム、横浜国立大学
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Sato, K.
2. 発表標題 Normative Ignorance and Epistemic Injustice
3. 学会等名 Knowledge, Rationality, and Defeat (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Sato, K.
2. 発表標題 Ameliorative Epistemic Responsibility
3. 学会等名 Tokyo Forum for Analytic Philosophy (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Sato, K.
2. 発表標題 A Non-Ideal Epistemic Aim of Education: Epistemic Injustice, Vulnerability, and Care
3. 学会等名 North American Association for Philosophy & Education (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Sato, K.
2. 発表標題 Critical Thinking and Ignorance
3. 学会等名 North American Association for Philosophy & Education (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 証言的不正義、認識的不運、変容の責任
3. 学会等名 2022年度第1回南山大学社会倫理研究所談話会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 認識的不正義の研究状況
3. 学会等名 第73回日本倫理学会ワークショップ「認識的不正義を拓く」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 佐藤邦政
2. 発表標題 証言的正義の徳から変容的徳へ
3. 学会等名 第14回応用哲学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 佐藤邦政	4. 発行年 2019年
2. 出版社 新曜社	5. 総ページ数 266
3. 書名 善い学びとはなにか	

1. 著者名 ミランダ・フリッカー、佐藤邦政、飯塚理恵	4. 発行年 2023年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 344
3. 書名 認識的不正義	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------